

終身中ナルノ状況左記通りニ有之

記

一、紛議発生場所

麹所區有樂町一丁目二番地

二、紛議発生時

昭和四年十一月十日

三、事業主側

名稱 構内タクシー自動車組合

代表者 藤塚修三郎

資本金 五萬圓(全額拂込)

事業 タクシー營業

車多数 十八臺

使用労働者

運轉手十八名

助手五名、ボーター兼内一名

計三十四名

營業場所

東京驛構内

四、労働者側

紛議参加者 二十八名

労働組合關係 親友會(親睦協調団体)ニ加入

五、紛議発生原因

従業員側ニ於テハ毎月事業主ニ對シ社費七十圓ヲ納入スル契約トナリ居タルノ財界  
不況結果従業員ノ收入減少ト所定社費納入ニ困難ヲ来シタルノ理由ニ事業主ニ對シ  
十月十日社費二十圓値下ケヲ嘆願セルモ事業主側ニ於テハ五月、六月、十月、十一月  
ノ四ヶ月分ノミハ社費十圓値下ケヲ承認スルモ毎月二十圓ノ値下ケヲ要求スル  
元ト難シト回答シ交渉決裂セルコトナリ